

商工こすど かわら版

第247号
小須戸
商工会



あけまして
おめでとう
ございます



本年も役員一同、地域経済発展のため、よりいっそう邁進してまいります。
会員の皆様方のご健勝とご多幸をお祈り申し上げますとともに、商工会への変わらぬご理解と協力を賜わりますようお願い申し上げます。

令和三年一月

小須戸商工会

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 会長 | 山口 能行 | 理事 | 武田 聡 |
| 製菓 | 星田 浩意 | 理事 | 小池富美雄 |
| 製菓 | 村井 豊 | 理事 | 川瀬 雅司 |
| 理事 | 高野 浩和 | 理事 | 吉田 松夫 |
| 理事 | 八木 達雄 | 理事 | 高井 学 |
| 理事 | 古川 満 | 理事 | 加藤 由輝 |
| 理事 | 村山 朋浩 | 理事 | 長井 隆史 |
| 理事 | 砂井 時雄 | 理事 | 高橋 綾子 |
| 理事 | 梅津 三洋 | 監事 | 田中 正英 |
| 理事 | 小林 市蔵 | 監事 | 小見 健雄 |
| 理事 | 内山 芳郎 | 職員 | 一同 |

雇用調整助成金 特例措置等を延長します

十二月末に期限を迎える雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対策休業支援金・給付金については、令和三年二月末まで延長となりました。今後、感染防止策と社会経済活動の両立が図られる中で、休業者数・失業者数が急増するなど雇用情勢が大きく悪化しない限り、雇用調整助成金の特例措置等は、段階的に縮減となる見込みです。

【問合せ先】

- ・新潟市秋葉区・南区↓ハローワーク新津 ☎二二・二二三三
- ・新潟市中央区・江南区・西区↓新潟労働局 職業対策課 助成金センター ☎〇二五・二七八・七八一

家賃支援給付金及び 持続化給付金の申請期限について

一定の要件を満たした事業所が受給できる「家賃支援給付金」及び「持続化給付金」ですが、令和三年一月十日

五日(金)が申請期限です。

ただし、申請期限に間に合わない特段の事情がある方については、令和三年一月三十一日(日)二十三時五十分まで追加で提出を受け付けます。なお、「特段の事情」とは貸借人の関係で必要書類取得に時間がかかるケースなどを想定しています。

申請を検討されている方は、必ず申請期限内に手続きをお願いします。
【家賃支援給付金HP】
https://yachin-shien.go.jp/news/20201208_01/index.html

【持続化給付金HP】
<https://jizokuka-kyufu.go.jp/news/20201208.html>

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への新潟市雇用対策関連事業について
新潟市経済部雇用政策課では、新型コロナウイルス感染症拡大などの状況を踏まえ、一部制度について申請期限の延長を行いました。

【制度改正内容】
①二〇二二年新規採用活動支援事業
補助事業完了日(補助対象経費支

払日)は令和三年三月三十一日まで
申請期限は、補助事業完了日から起算して三十日を経過する日または令和三年三月三十一日のいずれか早い日まで

② 離職者等雇用事業所奨励金

雇用開始期間を令和三年三月三十一日まで延長
申請期限は雇用開始日より異なります

・十二月末日までの雇用開始は、雇用開始日から三カ月以内
・令和三年一月一日〜三月三十一日までの間の雇用開始は、令和三年三月三十一日まで

③ 雇用調整助成金等利用促進事業Bタイプ支援金
申請期限を令和三年三月三十一日に変更

④ 教育訓練実施事業所応援事業
対象となる教育訓練の実施期間を令和三年二月二十八日まで延長
申請期限を令和三年三月三十一日まで延長

【問合せ先】
新潟市役所経済部雇用政策課

- ①、②について↓担当：松本、山田
- ③、④について↓担当：竹中、田中

☎〇二五・二二六・一六四二
☎〇二五・二二六・二一九九

令和三年度新規卒業予定者等の 採用維持・促進に向けた 特段の配慮のお願い

令和三年度新規卒業予定者等の採用維持・促進に向けた特段の配慮のお願い

新潟労働局からのお知らせです。
 新型コロナウイルス感染症の影響

で就職が困難な学生が増加しております。事業所の皆様が人材募集をする際は、卒業後三年以内の既卒者は「新卒枠」での応募受付をしていただきますようお願いいたします。

在学中に就職先が決まらないまま卒業せざるを得なかった既卒者に対し、「新卒枠」での応募受付いただくことにより、意欲・能力がある有望な方を採用するチャンスが広がります。

新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には

猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として一年以内の期間に限り、猶予が認められますので、新津税務署 ☎ 二二・二二五二 に相談ください。

【要件】

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から六か

月以内に申請書が提出されていること。
 ※担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要になります。

新津税務署から

確定申告に係るお知らせ

秋葉区役所において、二月十六日より申告に関する相談会場が設置されますが、今年度は混雑緩和のため、入場整理券が必要となります。整理券は各会場で当日配布されますが、国税庁のLINEアカウントから事前発行も可能です。混雑状況により後日会場をお願いする場合があります。

【令和二年分の確定申告期間

（納期限）

- ※所得税※
 二月十六日(火)～三月十五日(月)
 (振替納税は、四月十九日(月))
- ※贈与税※
 二月一日(月)～三月十五日(月)
- ※消費税及び地方消費税※
 二月十六日(火)～三月三十一日(水)

(振替納税は、四月二十三日(金))
 ☆振替納税(口座引落し)を選択されますと、振替期日の引落しをもって、期限内納税となりますのでお得です。

希望される方は、税務署へ「口座振替依頼書」の提出が必要です。

確定申告のご相談の際には

お知らせハガキが必要です

近年、税務署から所得税の申告書用紙の送付に代わって、ハガキ(又は通知書)が発送されておりますが、このハガキには確定申告に必要な内容が記載されており、必ず必要となります。当会に確定申告の相談指導を依頼される方につきましては、申告に必要な書類と一緒にお知らせハガキ(又は通知書)も持参ください。また、ハガキは一月十五日から順次発送される見込みです。

令和三年度 固定資産税の

減免特例について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産について、令和三年度の固定資産税又は都市計画税の課税標準額を二分の一又はゼロとする特例があります。

【対象者】

令和二年二月から十月までの任意の連続する三か月間の事業収入が、前年の同期間の事業収入と比べて、三〇%以上減少している中小事業者です。なお、特例が適用される期間は

令和三年度に限りです。

【申告方法】

令和三年二月一日(月)までに新潟市へ特例措置に関する申告書等を提出していただく必要があります。書式は「新潟市固定資産税減免」で検索してください。また、申告書を新潟市に提出する前に認定経営革新等支援機関から認定印を押ししてもらう必要があります。この認定印は商工会の他、認定を受けた税理士や金融機関から押しってもらうことが可能です。詳しくは商工会へお問い合わせください。

無料法律相談会ののご案内

無料法律相談を電話相談に限り、左記の日程で開催します。

| 令和3年1月の日程 | | | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 29日 | 28日 | 22日 | 21日 | 15日 | 14日 | 12日 | 8日 |
| 金 | 木 | 金 | 木 | 金 | 木 | 火 | 金 |
| 会場 (電話相談のみ) | | | | | | | |
| 新潟県商工会連合会 (☎025-283-1311) 所在地：新潟市中央区新光町7-2 ※予約は電話で直接、新潟県商工会連合へお申し込みください。 | | | | | | | |